

# 衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

平成 25. 4. 5 第 183 回国会第 7 号

4 月 5 日（金）、第 7 回の委員会が開かれました。

## 1 ①公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 5 名提出、衆法第 3 号）

### ②公職選挙法の一部を改正する法律案（田嶋要君外 5 名提出、衆法第 1 号）

- ・提出者逢沢一郎君（自民）、橋本岳君（自民）、浦野靖人君（維新）、佐藤茂樹君（公明）、遠山清彦君（公明）、奥野総一郎君（民主）、田嶋要君（民主）及び井坂信彦君（みんな）並びに政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

#### 中 村 裕 之君（自民）

- ・インターネットを利用した選挙運動の解禁が若年層の投票率向上にどの程度つながると考えるか、両案の提出者の見解を伺いたい。
- ・①の法律案（以下「自民・維新・公明案」という。）が成立した場合、インターネット等を利用した選挙運動が解禁されたとの印象から第三者が不用意に電子メールを用いて刑事罰を受けることが懸念されるため、周知徹底する啓発が必要になると考えるが、自民・維新・公明案の提出者の見解を伺いたい。

#### 濱 村 進君（公明）

- ・自民・維新・公明案では、衆議院比例代表選挙において、重複立候補者を除く衆議院名簿登載者も選挙運動用電子メールを送信することができることとなるのか、提出者の見解を伺いたい。
- ・自民・維新・公明案では、選挙運動用電子メール送信者に記録の保存義務を課すこととしているが、どのような義務を課すこととなるのか、提出者に伺いたい。また、②の法律案（以下「民主・みんな案」という。）では、選挙運動用電子メールの送信先を限定し罰則を設けているが、記録の保存義務がないため証明するものがなく、罰則の適用を行うことができない場合が考えられるが、提出者の見解を伺いたい。

#### 泉 健 太君（民主）

- ・自民・維新・公明案について、第三者の送信する選挙運動用電子メールは、今回の改正により解禁されなくても、次々回の国政選挙からは解禁すべきと考えるが、提出者の見解を伺いたい。
- ・自民・維新・公明案に関して、禁止される第三者が送信する選挙運動用電子メールの取締りについて警察庁の見解を伺いたい。

#### 坂 元 大 輔君（維新）

- ・今回の改正により、政見放送を選挙管理委員会のホームページに掲載できるようになるのか、総務省の見解を伺いたい。
- ・今回の改正の方向性としては、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁であるが、将来的にはインターネットを利用する投票も考えているのか、また、どのような課題が存在するのか、両案の提出者の見解を伺いたい。

#### 井 出 庸 生君（みんな）

- ・第三者が送信主体となる選挙運動用電子メールに関する規定は有権者の日常生活に混乱等を与えてはならないと考えるが、選挙運動用の電子メールと政治活動用の電子メールとの差異について両案の提出者の見解を伺いたい。
- ・ソーシャルネットワークサービスをウェブサイトに分け、電子メールとしていない理由について、民主・みんな案の提出者の見解を伺いたい。

#### 佐々木 憲 昭君（共産）

- ・民主・みんな案では、企業・法人が顧客に当該企業・法人の商品情報等の電子メールを送信する際、選挙運動に当たる文言を付記する行為もできると解されているのか、民主・みんな案の提出者に伺いたい。
- ・政党助成金を原資として政党の政策広告を出すことについての両案の提出者の見解を伺いたい。

#### 小宮山 泰 子君（生活）

- ・選挙運動用電子メールについて、送信の同意を得る時期及び事前運動等に該当するおそれについて、両案の

提出者の見解を伺いたい。

- ・インターネット等を利用する方法による選挙運動に関し、選挙管理委員会や警察などで具体的な事例の法令解釈の判断に差異が生じる可能性があると考えられるが、両案の提出者の見解を伺いたい。

## 2 参考人出頭要求に関する件

- ・政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件（衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」）について、参考人から意見を聴取することに協議決定しました。